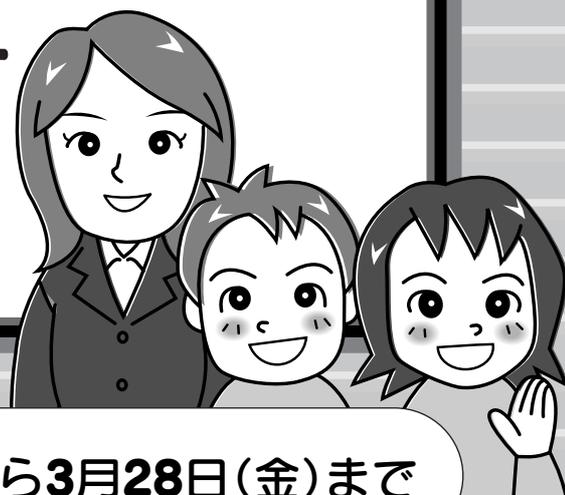


(仮称) 札幌市子どもの権利条例素案

きゅう さい せい ど
救済制度への

ご意見を募集します

小学生・中学生向け



意見の募集期間 平成20年2月28日(木)から3月28日(金)まで

札幌市では、いじめや虐待など、悩み苦しんでいる子どもを救うための新しい仕組み(救済制度)を作ろうとしています。このパンフレットは、今考えている内容について、みなさんに見てもらい、それについての意見を募集するためのものです。みなさんの意見を参考にして、よい救済制度を作りたいと考えていますので、ぜひ、6ページにある用紙に意見を書いて、送ってください。

おとなのみなさまへ

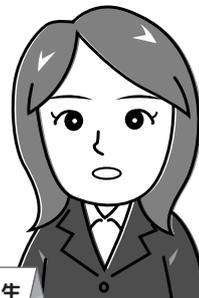
子どもの権利条例づくりにあたって、たくさん子どもたちの意見をいただきたいと考え、このパンフレットを作成しました。ぜひ、お子様と一緒に読みください。

平成20年2月
札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

なぜ子どもを救うための新しすく

いじめや虐待などにより
困こまっている子どもがいます。

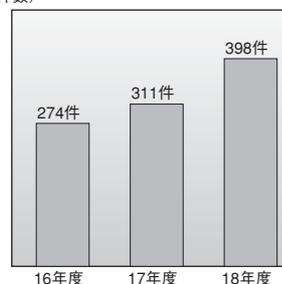
全国的にも大きな問題として取り上げられているように、
いじめや虐待(親からよくたたかれる、親が面倒をみてくれない。)で
苦しんでいる子どもたちがいます。
例えば、札幌市の虐待の通告件数は、増えてきています。



よしおか先生

虐待の通告件数

(件数)

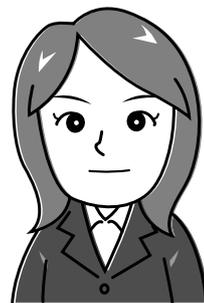


りょうこさん

私も虐待の事件をニュースで
見たことがあります。
なんとかならなかったのかな。

いじめや虐待以外にも、さまざまなことで
悩なやんでいる子どもたちがいます。

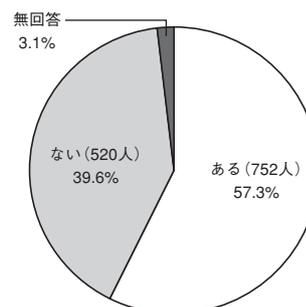
札幌市では、平成19年に子ども5,000人を対象にしたアンケート調査を
実施しました。その結果1,313人が回答し、例えば「ほかの子どもがつらい目
にあっていることを見たことがあるか。」という問いに「ある」と答えた子どもは
57.3%いました。いじめや虐待だけではなく、そのほかにも、子どもたちは、
さまざまなことで、悩んだり苦しんだりしているのではないのでしょうか。



けんじくん

半分以上の子どもが、
つらい目にあっていること
を見たことがあるんだ。
ひとつとではないんだね。

アンケートの結果

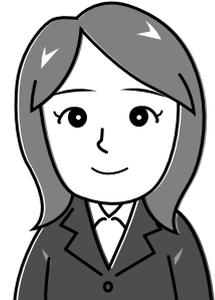


い仕組みが必要なのですか？

札幌市にも、さまざまな相談窓口があります。でも…？

札幌市には、子どもアシストセンターや教育委員会のいじめ電話相談など、さまざまな相談窓口があります。

ただ、次のように感じたことはありませんか？



相談だけでは解決できない場合もあると思うけど…。

どこに相談すればいいかわからないなあ。

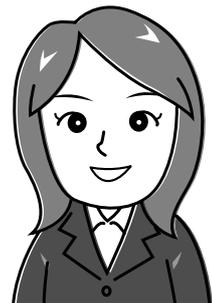
気軽に相談していいのかな？



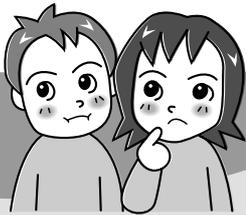
今も、悩みを解決できずに、困っている子どもがいると思うな。なんとかならないかな…



そのために、札幌市では、子どもを救うための新しい仕組み(救済制度)を作ろうとしています。次のページからは、この救済制度について説明します。



救済制度の内容はど



だれが利用できるのですか？

18歳未満(高校3年生を含みます。)の子どもはもちろん、家族や友だち、知りあいの人など、その子どもに関係のある人ならだれでも相談できるようにしたいと考えています。

また、札幌に住んでいる子どものほか、他の市町村に住んでいる子どもが、札幌市の施設などでいやな思いを受けたときも利用できます。

それから、匿名(名前を名乗らないこと。)での相談や、自分ではない友だちのことについての相談も受け付けるようにするつもりです。もちろん、ヒミツは固く守ることを約束します。



どんなときに子どもを助けてくれるのですか？

例えば、次のような「いやな思いをしたこと」、「見てしまったこと」はありますか？

「いじめられているのかも…。(仲間はずれにされた、くつをかくされてしまった。)」

「虐待を受けているのかな…。(親からよくたたかれる、親が面倒をみてくれない。)」

「体罰や暴力を受けてしまった…。」

このようなときはもちろん、そのほかにも、「ちょっとつらいことがあるんだ。」とか、「悩みを聞いてほしいな。」とか、どんなことでも、相談にのりたいと考えています。



どんな人が助けてくれるのですか？

この制度の責任者は、「救済委員」とよばれる人で、大学の先生や弁護士さんなどのように、子どもの悩みにくわしい人になってもらおうと考えています。

この救済委員とともに、相談員や調査員が、みなさんの相談を受け付けてアドバイスをしたり、解決を目指していっしょに考えたりします。

(くわしくは、次のページを見てください。)

のようなものですか？

新しい救済制度は、相談だけではなく、次の流れで解決を目指します。



まずは…相談してください。

いやな思いをしたこと、友だちが困っていることなど、どんな小さな悩みでもいいので、相談してください。相談員は、みなさんの話を聞いて、何ができるのかいっしょに考えます。そして、解決に向けてよい方法をアドバイスします。



次に…必要があれば、調査したり、調整したりします。

相談だけでは解決が難しそうな場合、「調査の申立て」をすることができます。申立てを受けたら、調査員は、どのようなことに原因があるのか、くわしく調査したり、相手の人から話を聞いたりします。また、子どもの気持ちや意見を代わりに相手の人に伝えるなど、お互いの間に入って理解を深めながら、解決を目指す活動(調整活動)を行ったりします。



最後は…場合によっては、解決に向けて直接お願いをします。

調査や調整を行っても、解決が難しい場合があるかもしれません。そのときは、おとなたち(例えば、市役所の人や学校の先生、家の人。)に話をし、解決するための努力をしてもらうようにお願いをします。これを、「勧告」や「意見表明」、「是正要請」といいます。



メモ1 メモ2 メモ3

一口メモ

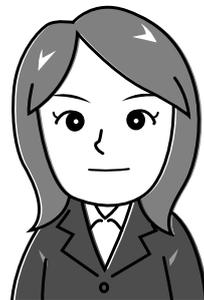
メモ1 「勧告」: 札幌市の機関に、「こうしてほしい」とお願いすること。

メモ2 「意見表明」: 札幌市の制度が原因のとき、その制度を改善するよう提言すること。

メモ3 「是正要請」: 札幌市以外の機関や市民に、「こうしてほしい」とお願いすること。

きゅう さい せい ど 救済制度についてみなさん

今、札幌市が考えている救済制度の内容を、3~4ページで説明してきました。わかっていただけたでしょうか。

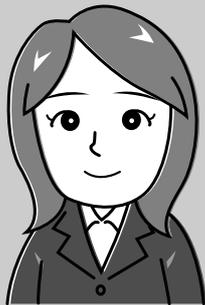


新しい制度をつくり、一人でも多くの子どもを救うことが、「子どもの権利」を守ることになると考えています。

救済制度は、子ども自身も利用するもの。より多くのみなさんから、意見を聞かせてほしいと思っています。



「子どもの権利」とはどのようなものですか？



生きる権利や、守られる権利、参加する権利など、子どもたちが毎日を生き生きと過ごし、自分らしくのびのびと成長・発達するために欠かすことができないものが、子どもの権利です。

札幌市では、子どもにとって大切な権利やそれを保障するためのおとな(市役所や保護者、先生など)の役割についての「条例」(札幌市民のきまり)を作ろうと考えています。その条例の中に、このパンフレットに書いてある救済制度のこともくわしく入れようとしています。



子どもの権利はだれにでもあるもの。
だから、お互いの権利を尊重しあうことが大事だね。

わたしは条例全体のことも調べてみようかな。
子ども未来局のホームページで資料が紹介されているんだって。
アドレスは最後のページに書いてるよ。



から意見を募集します!



きゅうさいせいど 救済制度を、子どもたちにとって利用しやすく親しまれるものにするためには、どうすればいいと思いますか?
たとえば、次のようなことも参考にしてください!!

たとえば…

相談員はどんな人がいいでしょう?

相談の方法は、どのようなものがあればいいと思いますか?

相談窓口は、いつ開いているとよいでしょう?

相談室の場所や雰囲気は、どのようなところがよいでしょう?

記入欄

書き方などは、次のページを見てね!
電子メールで送ることもできます!

自分よりも小さい子どもの気持ちになって考えるのもいいかもしれないね。

なまえ

学年

このパンフレットを読んだ意見を自由に書いてください。

0608788

料金受取人私郵便

札幌支店
承認

151

差出有効期間
平成20年3月
31日まで

●切手不要

札幌市中央区南1条東1丁目

大通バスセンタービル1号館3階

札幌市 子ども未来局

子ども育成部 子どもの権利推進課 行



書き方について

- 1 記入欄に意見を書いて、用紙を切り取り、のりづけ後、札幌市子ども未来局子どもの権利推進課に提出してください。
提出方法は、郵便、ファックスのほか、電子メール、ホームページでも、受け付けています。また、直接、子ども未来局に持って来てくださってもかまいません。なお、電話による受付は行っておりません。
 - 2 学校や施設などで意見用紙を取りまとめている場合は、学校や施設に提出してください。
- ※ 寄せられた意見に対して、個別の回答はいたしません。意見の要点をまとめ、それに対する札幌市の考え方とあわせて、ホームページなどで発表します。
 - ※ 記入用紙に名前や学年を書かなくてもかまいません。意見の要点を発表するとき、名前は公表しません。が、学年は紹介する場合があります。
 - ※ 記入用紙を直接子ども未来局にお持ちいただく場合、受付時間は平日の午前8時45分～午後5時15分までです。
 - ※ このパンフレット（小学生・中学生向け）のほか、一般用（高校生・大人向け）の資料を、市役所、子ども未来局、区役所などで配布しています。

やま折り②

お問い合わせ先

札幌市子ども未来局子ども育成部
子どもの権利推進課

電話：011-211-2942 FAX：011-211-2943

電子メール：kodomokenri@city.sapporo.jp

ホームページ：「子どもの権利ウエブ」

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>

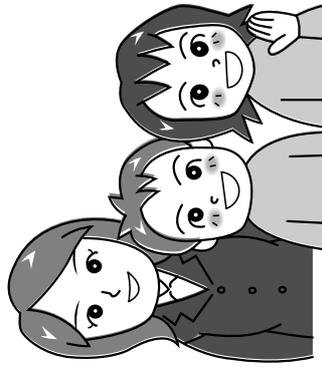
のりしろ

やま折り①

札幌市子ども未来局の
救済制度への
ご意見を募集します

札幌市では、このパンフレットに書かれている救済制度の内容について、みなさんの意見を募集します。

このあと、寄せられた意見などをもとにして条例案を作り、札幌市議会（市民の代表である議員が集まるところ）に、提案することになります。



意見提出期限

平成20年（2008年）3月28日（金）必着で、郵送・持参・FAX・電子メール等により提出してください。

※郵送の場合

- ① このページを切り取り、ご意見記入。
- ② 折り線のとおり折る。
- ③ のり付けし、ポストに入れる。
（切手はいりません）